

東北防衛局達第1号

東北防衛局における局達の形式等に関する規則を次のように定める。

平成19年9月1日

東北防衛局長 酒井 隆

東北防衛局における局達の形式等に関する規則

改正 平成25年5月16日 東北防衛局達第5号

(通 則)

第1条 東北防衛局長（以下「局長」という。）の定める業務処理に関する規則、要領、基準その他準則等規範的な性格を有する命令は、東北防衛局達とし、その形式等については、この規則の定めるところによる。

2 地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省訓令第32号。以下「内部組織等に関する訓令」という。）第209条第1項、第2項及び第3項に規定する事務に係る三沢防衛事務所長（以下「三沢所長」という。）の定める業務処理に関する規則、要領、基準その他準則等規範的な性格を有する命令は、三沢防衛事務所達とし、その形式等については、この規則の定めるところによる。

3 内部組織等に関する訓令第209条第4項に規定する事務に係る郡山防衛事務所長（以下「郡山所長」という。）の定める業務処理に関する規則、要領、基準その他準則等規範的な性格を有する命令は、郡山防衛事務所達とし、その形式等については、この規則の定めるところによる。

(作成の基準)

第2条 東北防衛局達、三沢防衛事務所達又は郡山防衛事務所達（以下「局達等」という。）の案を作成する場合には、法令と矛盾しないように注意し、関係諸規則等との調整を図りつつ、次の各条の定めるところによるものとする。

(形 式)

第3条 局達等の形式は、防衛省における文書の形式等に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）の規定を準用するものとする。

(用字及び用語)

第4条 局達等の用字及び用語は、原則として、法令の例による。

(決裁方法)

第5条 東北防衛局達を制定する場合には、制定伺いにより、関係部課の合議を経た上、必ず総務課の審査を受けて、局長の決裁を受けるものとする。

2 三沢防衛事務所達又は郡山防衛事務所達を制定する場合には、制定伺いにより、事前に必ず総務課の審査を受けた上で、三沢所長又は郡山所長（以下「各所長」という。）の決裁を受けるものとする。

(参考資料)

第6条 前条の制定伺いには、参考として、参照条文を、それが一部改正の局達等に

係るものである場合には新旧対照表もあわせて、添付するものとする。

(局達等台帳)

第7条 総務課には、東北防衛局達台帳を、各防衛事務所には、三沢防衛事務所達又は郡山防衛事務所達台帳を備え、東北防衛局達（三沢防衛事務所達又は郡山防衛事務所達）番号、施行年月日、件名、主管部課等を登録するものとする。

(制定の通知)

第8条 東北防衛局達の制定について局長の決裁を受けた場合には、すみやかに各部課（室）及び各防衛事務所に送付するとともに、2部を総務課に提出するものとする。

2 各所長は、それぞれ三沢防衛事務所達又は郡山防衛事務所達を制定した場合には、すみやかに局長に報告するとともに、2部を総務課に提出するものとする。

総務課は、当該三沢防衛事務所達又は郡山防衛事務所達を各部課（室）に送付するものとする。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この達は、平成25年5月16日から施行する。